

第139期 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日 ▶ 2024年3月31日

日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

場所

東京都墨田区横網一丁目6番1号
国際ファッションセンタービル10階
(第一ホテル両国と同建物内)
KFC ROOMS Room 101

オーベクス株式会社

証券コード：3583

本総会における「お土産」のご用意はございません。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

AuBEX

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役及び監査役に対する
株式報酬制度の一部改定の件

目次

- ▶ 第139期定時株主総会招集ご通知…………… 1
- ▶ 株主総会参考書類 …………… 5
- ▶ 事業報告 …………… 22
- ▶ 連結計算書類 …………… 34
- ▶ 計算書類 …………… 36
- ▶ 監査報告書 …………… 38

(証券コード 3583)

2024年6月7日

(電子提供措置の開始日 2024年6月3日)

株 主 各 位

東京都墨田区両国四丁目31番11号

オーベクス株式会社

代表取締役社長 栗原 則義

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.aubex.co.jp/ir/>

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オーベクス」または「コード」に証券コード「3583」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目6番1号 国際ファッションセンタービル10階
（第一ホテル両国と同建物内） KFC ROOMS Room 101
末尾記載の「会場ご案内図」をご参照ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第139期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第139期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役及び監査役に対する株式報酬制度の一部改定の件 |

以 上

-
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ・会計監査人の状況
 - ・業務の適正を確保するための体制
 - ・会社の支配に関する方針
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ◎ 監査報告の作成に際して監査役が監査した事業報告には、上記の事業報告の各事項が含まれております。また、監査報告の作成に際して会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、上記連結計算書類及び計算書類の各事項が含まれております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時

開催場所 国際ファッションセンタービル10階
（第一ホテル両国と同建物内）KFC ROOMS Room 101

株主総会にご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

各議案につき賛否の記載がない場合、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後5時30分到着分まで

● インターネットによる議決権行使



4ページのインターネットによる議決権行使のご案内をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2024年6月24日（月曜日）午後5時30分まで

重複して行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権として取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

パソコンの場合

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス
<https://www.web54.net>

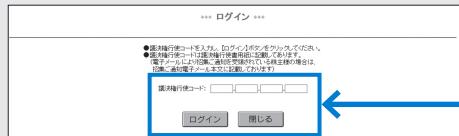


「次へすすむ」をクリックしてください。



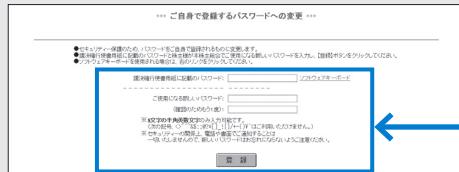
2 議決権行使コードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



3 パスワードを入力

同封の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい。



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマートフォンの場合



「議決権行使コード」
「パスワード」
入力不要

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取り

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

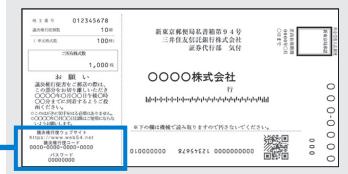
※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットの利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

「議決権行使コード」及び「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に記載されています。



お問い合わせ先

三井住友信託銀行株式会社
 証券代行ウェブサポート
 (専用ダイヤル)

0120-652-031

(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第139期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき20円
総額61,598,020円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1 再任	くり はら のり ぎ 栗原 則 義 （1955年7月9日）	1978年4月 当社入社 2002年4月 当社経営企画部長 2004年6月 当社執行役員経営企画部長 2007年6月 (株)イーエムアイ研究所（現オーベクスメディカル(株)）代表取締役社長 2007年6月 当社取締役経営企画部長 2009年4月 当社取締役メディカル事業部長 2012年6月 当社代表取締役社長(現任)	57,900株
[取締役候補者とした理由] 栗原則義氏は、入社以来、研究開発部門及び経営企画部門に携わり、2007年6月に取締役経営企画部長に就任し、取締役メディカル事業部長を経て、2012年6月より当社代表取締役社長として、当社グループ経営全般をリードしております。当社事業に関する幅広い知見とグループ経営に関する豊富な経験と実績を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。			
2 再任	むら かみ ひろ なり 村上 弘 成 （1960年2月26日）	1983年4月 当社入社 2002年4月 当社テクノ営業部長 2008年4月 当社テクノ営業統括部長 2009年4月 当社執行役員テクノ副事業部長 2012年6月 当社取締役テクノ事業部長(現任)	12,100株
[取締役候補者とした理由] 村上弘成氏は、入社以来、営業部門に携わり、2012年6月に取締役テクノ事業部長に就任し、テクノ製品事業を統括しております。当社の経営全般及びテクノ製品事業に関する豊富な知見と経験を有していることから、引き続き取締役候補者としてしました。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3 再任	さく だ りゅうたろう 作 田 隆 太 郎 (1956年9月10日)	1979年 4月 当社入社 2008年 4月 当社メディカル事業部技術部長 2012年 6月 当社メディカル事業部長 2012年 6月 (株)エーエムアイ研究所（現オーベクスメディカル(株)）代表取締役社長（現任） 2013年 6月 当社執行役員メディカル事業部長 2016年 6月 当社取締役メディカル事業部長(現任) (重要な兼職の状況) オーベクスメディカル(株) 代表取締役社長	24,328株
	[取締役候補者とした理由] 作田隆太郎氏は、研究開発部門に携わり、2016年6月に取締役メディカル事業部長に就任し、メディカル製品事業を統括しております。当社の経営全般及びメディカル製品事業に関する豊富な知見と経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
4 再任	つか こし たか ひろ 塚 越 孝 弘 (1959年1月12日)	1981年 4月 当社入社 2014年 4月 当社管理セクション長 2015年 6月 当社執行役員管理部長 2018年 6月 当社取締役管理部長(現任)	18,600株
	[取締役候補者とした理由] 塚越孝弘氏は、入社以来、経理部門に携わり、2018年6月に取締役管理部長に就任し、管理部門を統括しております。当社の経営全般及び管理業務に関する豊富な知見と経験を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。		
5 新任	かた やま き よし 片 山 貴 義 (1964年1月30日)	1987年 4月 当社入社 2012年 4月 当社千葉工場長 2017年 4月 当社コアセンター長 2023年 6月 当社執行役員コアセンター長(現任)	9,700株
	[取締役候補者とした理由] 片山貴義氏は、入社以来、生産部門に携わり、2023年6月に執行役員コアセンター長に就任し、テクノ製品事業の生産部門を統括しております。当社の経営全般及び生産部門に関する豊富な知見と経験を有していることから、当社の経営体制の一層の強化を図るため、新任取締役候補者となりました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6 再任 社外	いし ばし けん ぞう 石 橋 健 藏 (1968年11月9日)	1998年 7月 昭和化学工業(株)入社 2000年 6月 同社取締役 2001年 10月 同社常務取締役生産部長兼経営企画室長 2003年 3月 同社代表取締役社長(現任) 2010年 6月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 昭和化学工業(株) 代表取締役社長	2,100株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 石橋健藏氏は、昭和化学工業株式会社における豊富な経営経験と幅広い見識を有しており、取締役会の監督機能強化と透明性の確保に向け、社外の客観的な立場で適切な提言や助言をいただいていることから、引き続き、独立した立場から経営全般の監督機能強化と透明性確保のための重要な役割を担っていただきたく社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、14年となります。		
7 再任 社外	なか むら まこと 中 村 誠 (1960年11月10日)	1983年 4月 若築建設(株)入社 2012年 4月 同社管理部門総務人事部・部長 2012年 7月 同社管理部門総務人事部・部長兼経営企画部・部長 2014年 4月 同社経営企画部長 2015年 6月 同社取締役兼執行役員 経営企画部担当兼経営企画部長 2016年 6月 同社取締役兼執行役員 管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長 2017年 6月 当社取締役(現任) 2018年 6月 若築建設(株)取締役兼常務執行役員 管理部門長兼経営企画部担当兼経営企画部長 2020年 4月 同社取締役兼常務執行役員 経営管理部門長兼経営企画部担当 2021年 4月 同社取締役兼常務執行役員 経営管理部門長兼総務部担当兼人事部担当兼経営企画部担当 2022年 4月 同社取締役兼常務執行役員経営管理部門長(現任) (重要な兼職の状況) 若築建設(株) 取締役兼常務執行役員	1,800株
	[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 中村誠氏は、若築建設株式会社における豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会の監督機能強化と透明性の確保に向け、社外の客観的な立場で適切な提言や助言をいただいていることから、引き続き、独立した立場から経営全般の監督機能強化と透明性確保のための重要な役割を担っていただきたく社外取締役候補者となりました。なお、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって、7年となります。		

- (注) 1. 取締役候補者作田隆太郎氏は、オーベクスメディカル株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社は同社と医療機器の仕入取引を行っております。
2. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が再任または選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「3. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
3. その他の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者石橋健藏氏および中村誠氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏について、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役永田稔氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、木内忠興氏は永田稔氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了すべき時までとなります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">新任</div> き うち ただ おき 木 内 忠 興 （1955年6月23日）	1979年4月 当社入社 2002年4月 当社千葉事業所長 2005年6月 当社執行役員千葉事業所長 2006年6月 当社執行役員テクノ事業部長兼千葉事業所長 2007年6月 朝日商事(株)（現オーベクステクノロジー(株)）代表取締役社長 2008年4月 当社執行役員テクノ事業部長 2008年6月 当社取締役テクノ事業部長 2009年1月 天津奥貝庫斯技研有限公司董事長 2012年6月 当社取締役関係会社統括(現任)	36,600株
[監査役候補者とした理由] 木内忠興氏は、入社以来、テクノ製品事業に携わり、グループ会社の代表取締役を務めるとともに2012年6月より当社取締役関係会社統括として、当社のグループ企業を所管しております。また、当社グループのリスクマネジメント統括責任者として、その職務・職責を果たしております。当社グループ全体に対する監査体制を更に強化するための重要な役割を担うことを期待し、新任監査役候補者となりました。		

- (注) 1. 監査役候補者木内忠興氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 監査役候補者木内忠興氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任する予定であります。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「3. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合に備えて、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> </div> うえ まつ りょう 植 松 亮 (1968年1月7日)	1992年10月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1996年4月 公認会計士登録 1998年1月 植松公認会計士事務所開設 2000年2月 税理士登録 2000年2月 植松公認会計士・税理士事務所代表（現任）	一株
[補欠社外監査役候補者とした理由] 植松亮氏は、公認会計士としての財務および会計分野における専門的な知識と幅広い知見を有しており、客観的および中立的な立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 植松亮氏と当社との間には、業務委託契約があります。
 2. 植松亮氏は補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を締結しており、同氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「3. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。また、次回更新時には同様の内容での更新を予定しております。
 4. 同氏が社外監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 取締役及び監査役に対する株式報酬制度の一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年6月24日開催の第131期定時株主総会において当社の取締役、監査役及び一部の当社子会社の取締役を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下、「現行BBT制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、2023年6月23日開催の取締役会において現行BBT制度の対象者に当社の執行役員を追加することを決議し、現在に至っております（以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。）。

今般、現行BBT制度の一部を改定し、対象者を当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）、執行役員及び一部の当社子会社の取締役（以下、「取締役等」といいます。）に変更するとともに、給付する株式に退任までの間の譲渡制限を付す「株式給付信託（BBT-RS（＝Board Benefit Trust-Restricted Stock）」（以下、「本制度」といいます。）に改定することといたしたく、本議案のご承認をお願いするものであります。

本議案は、原決議同様、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にすることにより、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本議案を原案どおりご承認いただいた場合に、本定時株主総会終了後の当社取締役会において決議予定の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（後掲）とも合致していることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、1990年6月27日開催の第105期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（社外取締役を含みます。）の報酬額（月額12,000千円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠として、本制度に基づく報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる当社取締役は5名となります。

なお、本改定に伴い、2024年3月末日で終了した事業年度までに関し取締役等に付与されたポイントについては、本議案の承認可決を条件に、本定時株主総会后、当社が別途定める時期にその一部は当社株式として給付し、残部は当該取締役等の退任時に当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付します。かかる経過措置に基づき取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、本制度の対象者とならない当社の社外取締役及び監査役に付与されたポイントについては、本定時株主総会后、当社が別途定める時期に、当該社外取締役及び監査役に、その一部は当社株式として給付し、残部は当社株式を時価で換算した金額相当の金銭として給付します。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社及び本制度の対象となる当社子会社が定める役員等株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）、執行役員及び一部の当社子会社の取締役

(3) 信託期間

2016年8月25日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等により終了します。）

(4) 信託金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間及び当該4事業年度の経過後に開始する4事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として現行BBT制度を導入しております。当社は、現行BBT制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。当社は、原決議により承認を受けた範囲内で、信託期間開始時（2016年8月）に、本信託による当社株式の取得の原資として、65,092,800円を本信託に拠出しております。本信託の信託財産内に残存する当社株式及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後は、本制度に基づく給付の原資に充当するとともに、本議案の承認可決時点における信託財産内に残存する当社株式の数と、当該時点において現行BBT制度に基づいて現行BBT制度の対象者に付与済みのポイントとを比較して、給付を行うために合理的に必要な株式数の取得に必要と認める資金を、本議案の承認可決後、本信託に追加拠出することとします。

また、当社は、本議案をご承認いただくことを条件として、2025年3月末日で終了する事業年度以降、本制度の対象期間を2事業年度ごとの期間へと改定し、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役

等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(注)当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

(5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記(4)により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて取得する方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法、又は当社が発行する新株を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記(6)のとおり、1事業年度当たり26,460ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は52,920株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員等株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、26,460ポイント(うち当社の取締役分として13,440ポイント、執行役員分として5,040ポイント、本制度の対象となる一部の当社子会社の取締役分として7,980ポイント)を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(7)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数264個の発行済株式総数に係る議決権数30,618個（2024年3月末日現在）に対する割合は約0.86%です。

下記（7）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（7）の受益権確定時までには当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（7）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任時に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、取締役会決議により、給付を受ける権利を取得できないこととします。

取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の1株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員等株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

（8）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使し

ないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員等株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員等株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下、「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せず当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社又は一部の当社子会社（以下、「当社グループ」といいます。）における取締役等の地位の全てを退任する日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社グループにおける取締役等の地位の全てを正当な理由により退任し又は死亡により退任した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

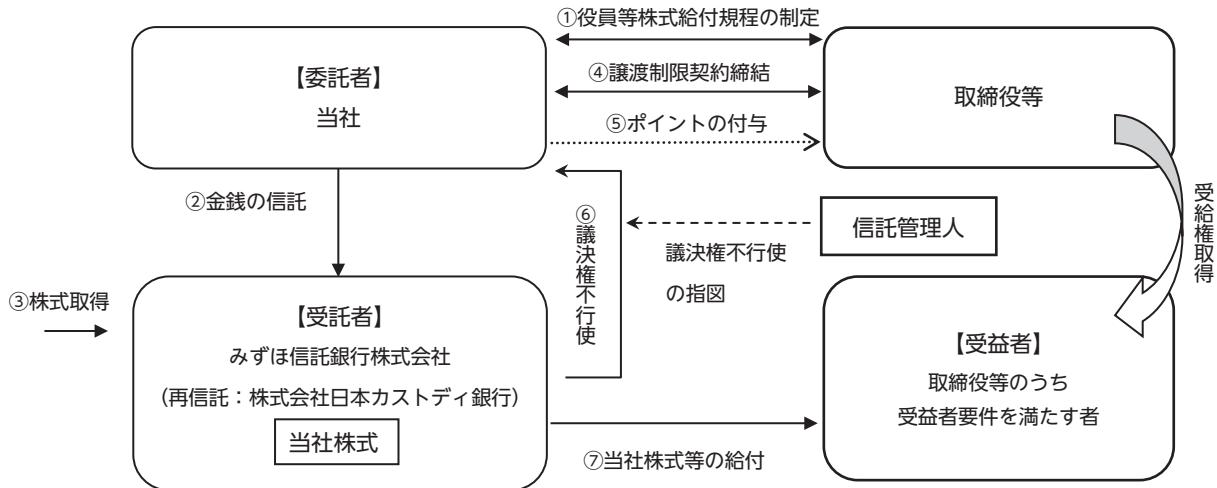
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【ご参考：本制度の仕組み】



- ① 当社及び本制度の対象となる当社子会社は、本議案及び本制度の対象となる当社子会社の株主総会議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員等株式給付規程」を改定し、現行BBT制度を本制度に改定するとともに、本制度の対象者を取締役等に変更いたします。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて取得する方法、当社の自己株式処分を引き受ける方法、又は当社が発行する新株を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社及び本制度の対象となる当社子会社は、役員等株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員等株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が役員等株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

【ご参考：取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針】

本総会に上程した本第5号議案が原案通り承認可決された場合、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり変更する予定です。

・ 役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ 当社の取締役の報酬等に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として取締役会決議により決定しております。基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や職務の内容等を考慮して総合的に勘案して決定しております。取締役の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、取締役会の決議により一任された代表取締役社長の栗原則義がその具体的内容について決定しております。基本報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの業績を勘案しながら、各取締役の業績貢献度および職務内容の評価を行うのに適任であり、取締役会としては、代表取締役社長が業績および職務の内容を勘案し、各取締役の基本報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。また、監査役の報酬等の額については、株主総会で決議された報酬額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

なお、当社の取締役の報酬額は、1990年6月27日開催の第105期定時株主総会決議において、月額12,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。また、監査役の報酬額については、2007年6月27日開催の第122期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

ロ 2024年6月25日開催の第139期定時株主総会において、上記報酬限度額とは別枠で、役員等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にすることにより、中長期的な業績ならびに企業価値の向上への貢献意識を高めることを目的として株式報酬制度を改定しております。

株式報酬については、取締役(社外取締役を除く)に対し、役員等株式給付規程に基づき役位および業績達成率等により定まる数のポイントが付与され、1ポイント=1株として毎年一定の時期に当社株式の給付を受けます。当社株式の給付に先立ち当社との間で譲渡制限契約を締結することとし、取締役が在任中に給付を受けた当社株式については、当該

取締役の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。なお、取締役に付与される1事業年度当たりのポイント数は13,440ポイントを上限とします。業績達成率等に係る指標は、効率性と収益性を考慮してROE、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の3つの指標を採用しております。付与されるポイント数は、通期連結業績予想に基づいて設定された当該各指標の目標値に対する達成率により決定しております。

以 上

事業報告

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行された結果、経済活動の正常化が進み、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、国内ではエネルギー関連価格の高騰や円安に伴うインフレの進行など、また海外では長期化するウクライナ情勢や中東情勢の緊迫化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような事業環境の中、当社グループは、基本方針を「新市場（スタンダード市場）において持続的成長と企業価値向上を具現化する」とする第8次中期経営計画（オーベクスビジョン2024）を2022年よりスタートし、既存事業の強化による事業拡大、持続的成長に向けた設備投資、グループ技術を結集した新製品開発および新分野への展開などの基本戦略の実現に取り組んでおります。

その結果、当連結会計年度の売上高は5,387百万円（前期比1.4%増）、営業利益は560百万円（前期比10.0%減）、経常利益は600百万円（前期比6.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は436百万円（前期比7.0%減）となりました。

売上高	53億87百万円	前期比	1.4%増	
営業利益	5億60百万円	前期比	10.0%減	
経常利益	6億00百万円	前期比	6.0%減	
親会社株主に帰属する 当期純利益	4億36百万円	前期比	7.0%減	

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(テクノ製品事業)

テクノ製品事業は、中国を含むアジア地域の売上は堅調に推移しましたが、欧米および国内の売上は低調に推移しました。その結果、売上高は3,796百万円（前期比2.5%減）、セグメント利益は741百万円（前期比10.9%減）となりました。

(メディカル製品事業)

メディカル製品事業は、コロナ禍の影響が解消し積極的なプロモーション活動および販売活動に注力した結果、売上は堅調に推移しました。その結果、売上高は1,590百万円（前期比12.0%増）、セグメント利益は150百万円（前期比47.0%増）となりました。

セグメント別売上高推移は次のとおりであります。

セグメント	第 137 期 (2022年3月期)		第 138 期 (2023年3月期)		第 139 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
テクノ製品事業	4,072	74.3	3,894	73.3	3,796	70.5
メディカル製品事業	1,411	25.7	1,420	26.7	1,590	29.5
そ の 他	1	0.0	0	0.0	－	－
合 計	5,486	100.0	5,315	100.0	5,387	100.0
(対前期比)	(115.5%)		(96.9%)		(101.4%)	

地域別売上高推移は次のとおりであります。

地域区分	第 137 期 (2022年3月期)		第 138 期 (2023年3月期)		第 139 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
日 本	百万円 2,181	% 39.8	百万円 2,041	% 38.4	百万円 2,168	% 40.2
欧 州	1,094	19.9	900	16.9	633	11.8
北 米	299	5.5	287	5.4	248	4.6
中 南 米	109	2.0	189	3.6	145	2.7
ア ジ ア	1,682	30.7	1,806	34.0	2,115	39.3
そ の 他	118	2.1	89	1.7	75	1.4
合 計	5,486	100.0	5,315	100.0	5,387	100.0

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は196百万円であります。その主な内訳は、テクノ製品事業の生産設備128百万円、メディカル製品事業の生産設備42百万円であります。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべきものはありません。

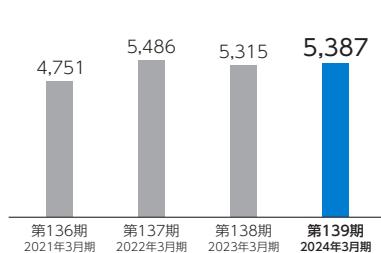
(5) 財産および損益の状況

区 分	第 136 期 (2021年3月期)	第 137 期 (2022年3月期)	第 138 期 (2023年3月期)	第 139 期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売 上 高(百万円)	4,751	5,486	5,315	5,387
経 常 利 益(百万円)	331	727	639	600
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	114	536	469	436
1 株当たり当期純利益(円)	41.60	194.04	169.17	156.80
総 資 産(百万円)	8,643	9,441	9,328	9,721
純 資 産(百万円)	4,844	5,416	5,833	6,256
1 株当たり純資産額(円)	1,753.19	1,957.25	2,100.85	2,246.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 第137期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)を適用しております。

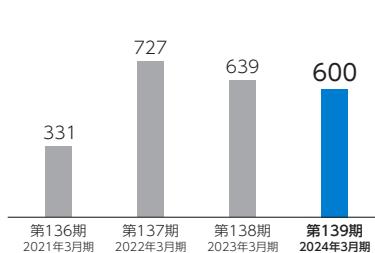
■ 売上高

(単位：百万円)



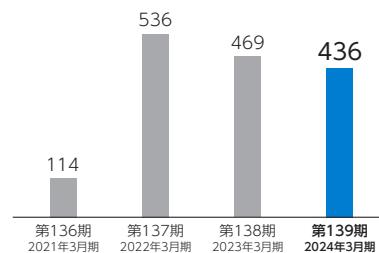
■ 経常利益

(単位：百万円)



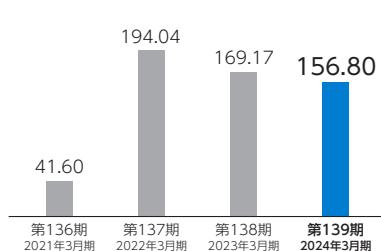
■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



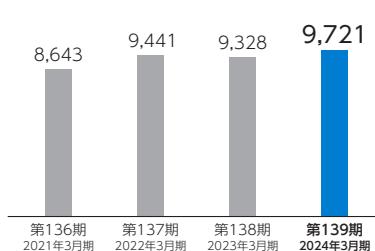
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



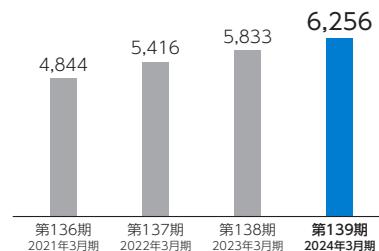
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
オーベクステクノロジー株式会社	50百万円	100.0%	サインペン先等の研磨加工
オーベクスメディカル株式会社	97百万円	100.0%	医療機器の製造
天津奥貝庫斯技研有限公司	300万USドル	100.0%	コスメチック用ペン先等の販売、研磨加工

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社と子会社3社（オーベクステクノロジー株式会社、オーベクスメディカル株式会社、天津奥貝庫斯技研有限公司）で構成されており、テクノ製品およびメディカル製品の製造、販売を主たる事業内容としております。

当社グループのセグメントおよび事業内容は次のとおりであります。

セグメント	事業内容
テクノ製品事業	サインペン先、マーキングペン先、コスメチック用ペン先の製造販売
メディカル製品事業	インフューザー、ガイドワイヤーの製造販売

(8) 主要な事業所および工場 (2024年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
当社	本社 千葉事業所 千葉ニューテックセンター	東京都墨田区 千葉県白井市 千葉県印西市
オーベクステクノロジー株式会社	本社および工場	千葉県白井市
オーベクスメディカル株式会社	本社 鹿児島事業所	東京都墨田区 鹿児島県始良市
天津奥貝庫斯技研有限公司	本社および工場	中国天津市

(9) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
343名 [162名]	3名増 [18名減]

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数欄および前期末比増減欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人数により算出しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社日本政策金融公庫	570
株式会社みずほ銀行	570
三井住友信託銀行株式会社	350
株式会社商工組合中央金庫	238

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

発行可能株式総数	8,000,000株
発行済株式総数	3,092,623株 (自己株式12,722株を含む)
株主数	1,211名
大株主	

株主名	持株数	持株比率
	株	%
昭和化学工業株式会社	471,435	15.30
株式会社麻生	445,600	14.46
若築建設株式会社	423,209	13.74
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	294,460	9.56
オ－ベクス取引先持株会	109,100	3.54
株式会社みずほ銀行	95,432	3.09
大田 昭彦	75,000	2.43
オ－ベクス従業員持株会	58,133	1.88
栗原 則義	57,900	1.87
三井住友信託銀行株式会社	56,600	1.83

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (12,722株) を控除して計算しております。
 2. 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) は、株式給付信託 (J-ESOP) 及び株式給付信託 (BBT) における当社株式の再信託先です。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
監査役	800株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。
 2. 上記は、退任した当社役員に対して交付されたものであります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	栗 原 則 義	
取 締 役	木 内 忠 興	関係会社統括
取 締 役	村 上 弘 成	テクノ事業部長
取 締 役	作 田 隆太郎	メディカル事業部長 オーベクスメディカル株式会社 代表取締役社長
取 締 役	塚 越 孝 弘	管理部長
取 締 役	石 橋 健 藏	昭和化学工業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	中 村 誠	若築建設株式会社 取締役 兼 常務執行役員
常 勤 監 査 役	永 田 稔	
監 査 役	濱 田 慶 信	みどり総合法律事務所 代表
監 査 役	濱 渦 裕 彦	

- (注) 1. 取締役 石橋健藏氏および中村誠氏は、社外取締役であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 監査役 濱田慶信氏および濱渦裕彦氏は、社外監査役であります。当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 監査役 濱田慶信氏と当社の間には、法律顧問契約があります。
4. 監査役 濱渦裕彦氏は、昭和化学工業株式会社の経理部門における長年の経験に加えて、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中に就任した監査役
2023年6月23日開催の第138期定時株主総会において、濱渦裕彦氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度中に退任した監査役
保田勝之氏は、2023年6月23日開催の第138期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社および子会社の取締役、監査役および執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等に関する基本方針は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的として取締役会決議により決定しております。基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や職務の内容等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。監査役の報酬等の額については、監査役の協議により決定しております。

また、株式報酬「株式給付信託 (BBT)」については、取締役 (社外取締役を除く) は役員等株式給付規程に基づき役位および業績達成度等により定まる数のポイントを付与、社外取締役および監査役には、役位により定まる数のポイントを付与し、退任時に当社株式を給付することとしております。業績達成度等に係る指標は、効率性と収益性を考慮してROE、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益の3つの指標を採用しております。付与されるポイント数は、通期連結業績予想に基づいて設定された当該各指標の目標値に対する達成率により決定しており、当連結会計年度における指標の目標は、ROE 6.5%、経常利益530百万円、親会社株主に帰属する当期純利益390百万円であり、達成率はROE 111.0%、経常利益113.4%、親会社株主に帰属する当期純利益111.9%であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の報酬額は、1990年6月27日開催の第105期定時株主総会決議において、月額12,000千円以内 (ただし、使用人分給与は含まない) と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名 (うち、社外取締役は2名) です。監査役の報酬額については、2007年6月27日開催の第122期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、上記報酬限度額とは別枠で2016年6月24日開催の第131期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入し、連続する4事業年度ごとに信託に拠出する取締役への株式報酬額は取締役に対し72,960千円（うち、社外取締役2,400千円）、監査役に対し4,800千円、合計77,760千円を上限とする旨の決議をいただいております。本制度の対象となる取締役の員数は7名（うち、社外取締役2名）、監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）となります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の個人別の基本報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である栗原則義がその具体的内容について決定しております。基本報酬額の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社グループの業績を勘案しながら、各取締役の業績貢献度および職務内容の評価を行うのに適任であり、取締役会としては、代表取締役社長が業績および職務の内容を勘案し、各取締役の基本報酬額を決定していることから、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	株式報酬	
取 締 役 (社外取締役を除く)	91,571	82,050	9,521	5
監 査 役 (社外監査役を除く)	8,632	8,250	382	1
社 外 取 締 役	7,582	7,200	382	2
社 外 監 査 役	5,062	4,680	382	3

(注) 株式報酬については、業績達成度等に応じて付与されたポイントに相当する当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される株式報酬制度に基づき、当連結会計年度に費用計上した株式報酬相当額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- ・社外取締役石橋健藏氏の兼職先である昭和化学工業株式会社は、当社発行済株式総数の15.24%を保有する大株主です。当社との取引関係はありません。
- ・社外取締役中村誠氏の兼職先である若築建設株式会社は、当社発行済株式総数の13.68%を保有する大株主です。当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	石橋健藏	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、事業会社の代表取締役としての豊富な経験と幅広い知識により、取締役会の監督機能強化と透明性の確保に向け、社外の客観的な立場から適切な提言や助言を行っております。
取締役	中村誠	当事業年度に開催された取締役会10回のうち7回出席し、事業会社の取締役としての豊富な経験と幅広い知識により、取締役会の監督機能強化と透明性の確保に向け、社外の客観的な立場から適切な提言や助言を行っております。
監査役	濱田慶信	当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席し、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、当事業年度に開催された監査役会13回全てに出席し、意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	濱渦裕彦	2023年6月23日開催の第138期定時株主総会にて就任以降開催された取締役会7回全てに出席し、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。また、就任以降開催の監査役会10回全てに出席し、意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,342,964	流動負債	1,748,240
現金及び預金	2,952,548	支払手形及び買掛金	150,491
受取手形及び売掛金	1,169,230	電子記録債務	295,460
電子記録債権	128,578	1年内返済予定の長期借入金	695,302
商品及び製品	173,412	リース債務	14,348
仕掛品	1,259,903	未払法人税等	113,164
原材料及び貯蔵品	503,244	賞与引当金	105,399
その他	156,792	その他	374,074
貸倒引当金	△746	固定負債	1,716,816
固定資産	3,378,738	長期借入金	1,091,600
有形固定資産	3,062,514	リース債務	38,479
建物及び構築物	998,507	再評価に係る繰延税金負債	23,042
機械装置及び運搬具	451,238	株式給付引当金	164,857
土地	1,457,525	退職給付に係る負債	398,322
リース資産	62,187	その他	515
建設仮勘定	43,800	負債合計	3,465,057
その他	49,256		
無形固定資産	30,727	(純資産の部)	
特許権	7,423	株主資本	6,067,430
リース資産	3,322	資本金	1,939,834
その他	19,981	資本剰余金	518,489
投資その他の資産	285,497	利益剰余金	3,810,166
投資有価証券	131,245	自己株式	△201,060
出資金	130	その他の包括利益累計額	189,215
繰延税金資産	95,322	その他有価証券評価差額金	63,498
その他	64,793	土地再評価差額金	27,151
貸倒引当金	△5,993	為替換算調整勘定	98,565
		純資産合計	6,256,646
資産合計	9,721,703	負債・純資産合計	9,721,703

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		5,387,010
売 上 原 価		3,511,276
売 上 総 利 益		1,875,734
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,315,086
営 業 利 益		560,648
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	618	
受 取 配 当 金	2,911	
為 替 差 益	30,993	
そ の 他	21,899	56,423
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,736	
そ の 他	555	16,292
経 常 利 益		600,779
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	388	388
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		600,390
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	191,598	
法 人 税 等 調 整 額	△27,642	163,955
当 期 純 利 益		436,435
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		436,435

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,465,758	流 動 負 債	1,804,631
現金及び預金	2,242,355	支払手形	11,702
受取手形	98,130	電子記録債権	295,460
電子記録債権	128,578	買掛金	487,238
売掛金	1,067,182	1年内返済予定の長期借入金	662,850
商品及び製品	144,655	リース債務	10,332
仕掛品	1,198,702	未払金	79,153
材料及び貯蔵品	435,632	未払費用	44,643
前払費用	17,358	未払法人税等	76,437
未収入金	119,189	前受金	34,468
その他の流動資産	14,846	預り金	37,754
貸倒引当金	△871	賞与引当金	58,644
固 定 資 産	3,200,646	設備関係支払手形	1,001
有 形 固 定 資 産	2,337,759	設備関係電子記録債権	3,538
建物	644,954	その他	1,406
構築物	48,906	固 定 負 債	1,527,436
機械装置	207,178	長期借入金	1,006,260
車両運搬具	0	リース債務	34,288
工具器具備品	43,037	再評価に係る繰延税金負債	23,042
土地	1,330,934	退職給付引当金	318,574
リース資産	40,823	株式給付引当金	140,755
建設仮勘定	21,924	長期預り金	4,515
無 形 固 定 資 産	19,462	負 債 合 計	3,332,067
特許権	7,423		
実用新案権	716	(純資産の部)	
商標権	45	株 主 資 本	5,243,688
意匠権	6,075	資 本 金	1,939,834
電話加入権	1,128	資 本 剰 余 金	509,339
ソフトウェア	4,073	資本準備金	484,958
投 資 其 他 の 資 産	843,425	その他資本剰余金	24,381
投資有価証券	129,945	利 益 剰 余 金	2,995,574
関係会社株式	292,303	その他利益剰余金	2,995,574
出資	80	繰越利益剰余金	2,995,574
関係会社出資金	351,447	自 己 株 式	△201,060
長期前払費用	2,014	評価・換算差額等	90,649
繰延税金資産	38,511	その他有価証券評価差額金	63,498
長期未収入金	75	土地再評価差額金	27,151
その他の投資	35,039	純 資 産 合 計	5,334,338
貸倒引当金	△5,993	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,666,405
資 産 合 計	8,666,405		

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		4,981,052
売 上 原 価		3,563,969
売 上 総 利 益		1,417,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,075,848
営 業 利 益		341,234
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,856	
関 係 会 社 賃 貸 資 産 収 入	25,440	
為 替 差 益	22,173	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,036	
そ の 他	14,101	65,607
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,011	
関 係 会 社 賃 貸 資 産 費 用	28,516	
そ の 他	422	43,950
経 常 利 益		362,891
税 引 前 当 期 純 利 益		362,891
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	115,090	
法 人 税 等 調 整 額	△12,524	102,566
当 期 純 利 益		260,324

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

オーベクス株式会社
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指定社員 公認会計士 藤本良治
業務執行社員指定社員 公認会計士 飯田一紀
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オーベクス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オーベクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

オーベクス株式会社
取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

京都府京都市

指 定 社 員 公認会計士 藤 本 良 治
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 飯 田 一 紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オーベクス株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「監査法人グラヴィタス」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「監査法人グラヴィタス」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

オーベクス株式会社 監査役会

常勤監査役 永 田 稔 ㊟

社外監査役 濱 田 慶 信 ㊟

社外監査役 濱 渦 裕 彦 ㊟

以 上

第139期 定時株主総会 会場ご案内図

日時 2024年6月25日（火曜日）午前10時

会場 K F C ROOMS Room 101

東京都墨田区横網一丁目6番1号

国際ファッションセンタービル10階（第一ホテル両国と同建物内）

電話 03 (5610) 5801



交通機関

- JR総武線「両国駅」東口 → 徒歩約7分
- 都営地下鉄大江戸線「両国駅」A1出口 → 直上

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

オーベクス株式会社

東京都墨田区両国四丁目31番11号

<https://www.aubex.co.jp/>